

| | | |
|----------------------|--|---|
| 企業内キャリア形成支援推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発推進者講習の受講者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 ・企業内キャリア形成支援に関する指導・助言、情報提供の利用者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 | — |
| キャリア・コンサルティング実施体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや独立行政法人雇用・能力開発機構のキャリア形成支援センターにおいてキャリア・コンサルティングを受けた者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 | — |

2 職業能力開発情報の提供体制の充実

労働者のキャリア形成に資する職業能力開発情報を提供する体制の充実を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|--|---|-------------------|
| 職業能力開発情報を総合的・体系的に提供する体制の充実（「民間における e ラーニングの活用の促進」） | <ul style="list-style-type: none"> ・労働者が職業能力開発情報を入手できるよう、職業能力開発情報を総合的・体系的に提供する仕組みを整備する。そのため、「企業の人材ニーズに関する情報」を 1 万件収集し、データベース化する。 | — |

3 職業能力評価システムの整備

職務に必要な専門的知識の全体像を体系化する。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|---------------------------------------|---|---|
| 職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から能力開発が図られ成果があったとの評価を受ける割合 80 %以上 ・ビジネス・キャリア制度及びY E S－プログラムの双方の制度の年間利用者数が前年度実績を上回るようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から能力開発が図られ成果があったとの評価を受ける割合 80 %以上 |
| 幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力評価基準を掲載したホームページ上においてアンケート調査を実施し、回答者の80%以上から職業能力評価基準の策定について有意義である旨の回答を得る。 | — |
| 技能検定の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定試験の職種ごとに業界団体を対象にアンケート調査を行い、80%以上の団体から技能検定が役に立つ制度である旨の評価を受ける。 | — |

4 多様な訓練機会の確保

職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|--------------------------|---|---|
| 民間等を活用した効果的な職業訓練と就職支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・専修学校、大学・大学院、NPO、事業主等あらゆる民間教育訓練機関を活用した訓練受講者数 108,000 人 ・独立行政法人雇用・能力開発機構実施分 | <ul style="list-style-type: none"> ・専修学校、大学・大学院、NPO、事業主等あらゆる民間教育訓練機関を活用した訓練実施対象者数 129,000 人（雇用・能力開発機構 90,000 人、都道府県 39,000 人） ・独立行政法人雇用・能力開発機構実施分 |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| | <p>就職率 委託訓練修了者の訓練修了後 3ヶ月時点の就職率 58 %以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県実施分の就職率 委託訓練修了後 3ヶ月時点の就職率 58 %以上 ・都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後 3ヶ月時点の就職率 73 %以上 | <p>については、その中期目標期間の最終年度までに委託訓練修了者の訓練終了後 3か月時点の就職率を 60 %以上とする（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成 16 年 3 月～平成 20 年 3 月）</p> |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率 50%以上(訓練終了後 3カ月時点) | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者委託訓練実施対象者数 3,000 人 |
| 介護労働者能力開発事業の実施 (介護サービス分野の訓練の実施) | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施対象者数 16,320 人 ・就職率 60 %以上 (講習終了後 3 カ月時点) | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施対象者数 18,000 人 |
| キャリア・コンサルタントの養成に係る在職者訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・コンサルタント養成数 1,100 人 ・受講者から「職業能力の向上に役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 ・事業主の指示により受講した場合に、当該事業主から「身に付いた技能が現在の職場で役に立っている」旨の評価を受ける割合 80 %以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・コンサルタント養成数 1,000 人 ・受講者から「職業能力の向上に役に立った」との評価を受ける割合 80 %以上 |
| 新分野等への事業展開に必要な相談援助、人材育成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・講習等終了時にアンケート調査を実施し、80 %以上の者から必要な能力の習得に役に立った旨の評価を得られるようにすること。 | 一 |
| 技能者育成資金の貸付 | <ul style="list-style-type: none"> ・受講者から貸付を受けて受講した訓練について「就職、昇進・昇給等に役に立った」 | 一 |

| | | |
|---------------|--|---|
| | 旨の評価を受ける割合 80%以上 | |
| グローバル人材育成支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際アドバイザーを活用し、グローバル化に対応した人材育成に関して、相談窓口等における指導・援助を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 相談援助件数 1,950 件 ② 指導・援助を受けた者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 ・海外における日系中小企業等の求めに応じて、国際アドバイザーを現地に派遣し、実地に指導・助言等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 海外コンサルティング件数目標 100 件 ② コンサルティングを受けた者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 | — |
| 技能啓発等推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 43 回技能五輪全国大会への選手派遣事業所の 80 %以上から同大会への選手派遣が、従業員の技能向上の良い目標となった、その後の職場での技能習得に役立った等技能向上、技能習得に有意義であった旨の回答を得る。 | — |
| 技能実習制度推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生から実習終了時に、技能実習目標を十分達成できた旨の評価を受ける割合 80 %以上 | — |

5 若年者の職業能力開発の推進

「若年自立・挑戦プラン」を踏まえ、若年者に対するキャリア形成支援を総合的に行う。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|----------------------------|--|---|
| 業界団体による日本版デュアルシステムの導入促進（新） | ・日本版デュアルシステムの受講人数 6 万人 | |
| 日本版デュアルシステム（公共訓練型）の実施 | ・専門課程活用型デュアルシステムの就職率 93 %以上 ・普通課程活用型デュアルシステムの就職率 84 %以上 ・委託訓練活用型デュアルシステムの就職率 60 %以上 | ・公共訓練型の日本版デュアルシステム導入対象者数 22,000 人 |
| 認定職業訓練助成事業の推進 | ・認定職業訓練を活用した日本版デュアルシステム導入対象者数 9,000 人 ・認定職業訓練を活用した日本版デュアルシステムを実施した事業主から、若年従業員のキャリアアップが図られ成果があった旨の評価を受ける割合 80 %以上 | ・認定訓練を活用した日本版デュアルシステム導入対象者数 5,000 人 |
| 「私のしごと館」の運営 | ・各事業のサービス利用者の延べ人数 400,000 人以上 ・利用者の 80 %以上から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というもののや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答を得る。（独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標による。） ・利用者に対する追跡調査を実施し、80 %以上から「私のしごと館」の活用により、自己理解、職業理解が進んだ、将来の就職に向けて何らかの行動を起こした等の具体 | ・各事業のサービス利用者の延べ人数を 40,000 人以上とする。また、利用者の 80 %以上から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というもののや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答が得られる。（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成 16 年 3 月～平成 20 年 3 月） |

| | | |
|------------------|--|--|
| | <p>的な変化があったという回答を得る。</p> <p>「私のしごと館」を利用した失業者の 80 %以上が就職に結びつく具体的行動（採用面接への応募、公共職業安定所等での職業紹介、派遣の登録等）を起こす。</p> | |
| 就職基礎能力速成講座の実施（新） | <ul style="list-style-type: none"> ・就職率 70 %以上 | |
| 「ものづくり立国」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりに係る国民的気運の醸成を図ることとし、若年者に対してものづくり技能の魅力を啓発し、若年者がものづくり技能に対する関心を持ち、その習得に意欲を持つよう喚起を行うことを目的として次の目標を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 若年者によるものづくり技能競技大会への選手派遣団体の 80 %以上から同大会への選手派遣が、学生等の技能向上の良い目標となった、その後の技能習得に役に立った等技能向上、技能習得に有意義であった旨の回答を得る。 ② 認定訓練施設等への実技指導等の講師としての高度熟練技能者派遣人日の目標を 1,400 人日とし、また、高度熟練技能者を受け入れた事業主等を対象にアンケート調査を行い、80 %以上の者から技能の向上に役に立った旨の回答を得る。 ③ ホームページの年間アクセス件数を 59,000 件以上とする。 | 一 |
| ヤングジョブスポットの運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 87,000 人以上 ・利用開始から 3 カ月後の時点で、就職に向けた行動が、より就職に結びつく方向に変化した（就職した、求職活動を開始した | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 86,000 人以上（平成 15 年度実績を上回る水準） |

等)者の割合 80 %以上

6 その他

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|-----------------------|----------------------------------|-------------------|
| 独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金 | ・独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標（別紙2）を達成する。 | — |

III 雇用均等・児童家庭局関係

働く女性が性別により差別されることなくその能力を十分に發揮できるとともに、男女が育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備する。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|---|--|---|
| 育児・介護雇用安定等助成金 ・育児・介護費用助成金 ・事業所内託児施設助成金 ・育児休業代替要員確保等助成金 ・育児両立支援奨励金 ・男性労働者育児参加促進給付金 ・育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率が以下を上回るとともに、「子ども・子育て応援プラン」に掲げられた今後の社会の姿（※）の実現に向けて取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率 男性 0.44 % 女性 73.1 % ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 10.2 % <p>※・育児休業取得率 男性 10 % 女性 80 %</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 10.2 % | <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置（※）及び子どもの看護のための休暇制度の普及率 現状を上回る <p>※短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除、託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | の措置の普及率 25 % | |
| 短時間労働者雇用管理改善等助成金 ・事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金 ・中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金：中小企業事業主団体の傘下企業における、指針に規定される労働条件の明示、就業規則の整備、年次有給休暇の付与等の実施率 80 %以上 ・短時間労働者の適正な就労条件の確保や雇用管理の改善のための措置を取組企業の就業規則に規定させることにより、助成期間終了後も当該措置を確実に実施させる ・取組事業主から、措置の取組に当たり本助成金の活用が有益であった旨の評価を受ける割合 80 %以上 | |
| 緊急サポートネットワーク事業(新) | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急サポートネットワーク事業の利用者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 | |
| 仕事と家庭の両立に関する意識啓発推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率が以下を上回るとともに、「子ども・子育て応援プラン」に掲げられた今後の社会の姿（※）の実現に向けて取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率 男性 0.44 % 女性 73.1 % ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 10.2 % <p>※・育児休業取得率 男性 10 % 女性 80 % ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25 %</p> | |

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| 均衡待遇推進事業 (先駆的な取組を行う事業所への支援等) | <ul style="list-style-type: none"> ・均衡確保に向けた取組推進事業所支援業種別使用者会議の参加者について、取組事例、情報交換等の内容が有益であった旨の評価を受ける割合 80 %以上 ・均衡待遇の診断に基づく自主的改善の推進診断表による自己診断の結果、改善が必要な事業所からの求めに応じた情報提供、相談援助等を 80 %以上行う。 | — |
| 在宅就業者の再就職支援対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅就業者支援のサイト「Home Worker's Web」における総アクセス数 1日平均アクセス件数 960 件以上 | — |
| 女性の能力発揮促進事業委託費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・アクション普及促進セミナーにおける参加者から「役に立った」旨の評価を得る割合 80 %以上 | — |
| 女性と仕事の未来館の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・来館者数の増加 (16.5 万人)、ホームページアクセス数の増加 (40 万件)、能力発揮事業における各セミナーの参加者からの「役に立った」旨の評価を 80 %以上得る。 | — |
| 育児、介護等を行う労働者ための相談援助事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間情報提供件数 20 万件 | — |
| 子どもを安心して産み育てられる職場づくり推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率、育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合、子が小学校就学の始期に達するまでの勤務時間短縮等の措置の普及率が以下を上回る。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率 男性 0.44 % 女性 73.1 % ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等 | — |

| | | |
|--|---|--|
| | の措置の普及率 10.2 % ・育児休業制度を就業規則等に規定している事業所の割合 61.4 % | |
|--|---|--|

IV 労働基準局関係

財産形成の促進、中小企業における退職金制度の普及促進等を通じ、勤労者生活の充実を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|---|---|---|
| 勤労者財産形成促進事業 ・中小企業財形共同化支援事業助成金 ・貸付金 ・財産形成貯蓄活用助成金 ・勤労者財産形成助成金 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業財形共同化支援事業助成金：事務代行団体数 79（平成 15 年度末実績）以上 ・貸付金融資先である事業主等より、本融資によって勤労者の定着が促進されたなど雇用管理が改善された旨の評価を受ける割合 80 %以上 ・財産形成貯蓄活用助成金：助成金支給先である事業主より、本助成金によって勤労者の定着が促進されたなど雇用管理が改善された旨の評価を受ける割合 80 %以上 ・勤労者財産形成助成金：助成金支給先である事業主より、本助成金によって勤労者の定着が促進されたなど雇用管理が改善された旨の評価を受ける割合 80 %以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業財形共同化支援事業助成金：事務代行団体数 72（平成 14 年度末実績）以上 ・貸付金：新規財形持家転貸融資決定件数 5,598 件（平成 10 年度から平成 14 年度までの 5 年間の平均）以上 |
| 中小企業退職金共済事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・中退共、建退共、清退共、林退共の各制度において、平成 15 年 10 月～平成 20 年 3 月までの間に、新たに各共済制度に加入す | <ul style="list-style-type: none"> ・中退共、建退共、清退共、林退共の各制度において、平成 15 年 10 月～平成 20 年 3 月までの間に、新たに各共済制度に加入す |

| | | |
|---------------|---|---|
| | <p>る被共済者数を以下のとおりとする</p> <p>① 中退共制度においては 1, 595, 000人</p> <p>② 建退共制度においては 750, 000人</p> <p>③ 清退共制度においては 1, 000人</p> <p>④ 林退共制度においては 13, 500人</p> <p>(※独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画：対象期間平成 15 年 10 月～平成 20 年 3 月)</p> | <p>る被共済者数を以下のとおりとする</p> <p>① 中退共制度においては 1, 595, 000人</p> <p>② 建退共制度においては 750, 000人</p> <p>③ 清退共制度においては 1, 000人</p> <p>④ 林退共制度においては 13, 500人</p> <p>(※独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画：対象期間平成 15 年 10 月～平成 20 年 3 月)</p> |
| 勤労者マルチライフ支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業のプログラムに参加した勤労者から「プログラムに参加してボランティア活動の参加意欲が高まった」旨の評価を受ける割合 80 %以上 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業のプログラムに参加した勤労者から「プログラムに参加してボランティア活動の参加意欲が高まった」との評価を受ける割合 50 %以上 |
| 中小企業勤労者の福祉の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数 85 万人以上(平成 15 年度末実績) | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数 81 万人以上(平成 14 年度末実績) |

V 政策統括官（労働担当）関係

内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等を推進する。

このため、次表左欄に係る事業を実施するが、これらについては、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|-------------------------|--|---|
| 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金 | <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標（別紙 3）を達成する。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働政策についての総合的な調査研究については、現在、我が国が直面する別紙に掲げる中長期的な労働政策の課題に係る調査研究テーマのほか、行政及び国民各層のニーズを踏まえたテーマについて、政策 |

の企画立案等に資する質の高い成果を出していると認められること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること
・政策の企画立案等に資するために、中期目標期間中において一定の外部評価を受けた研究成果の発表を 120 件以上すること。(13 年度及び 14 年度の平均 年 26 件)

・調査研究事業について、有識者を対象としたアンケート調査により、3 分の 2 以上の者から「有益である」との評価を得ること。

(2) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理については、労働に関する政策研究や政策議論に資するよう、内外の労働事情、各種の統計データ等を機動的に収集・整理すること。

(3) 研究者・有識者の海外からの招聘・海外派遣については、各国で共通する労働分野の課題について、各国の研究者、研究機関とネットワークを形成し、相互の研究成果の交換、活用を図ることによって、労働問題の情報を共有し、政策の企画立案等に貢献すること。

(4) 調査研究結果等の成果の普及・政策提言については、調査研究等の成果を迅速に関係者に情報発信することにより、その普及を図るとともに、調査研究等の成果を積極的かつ効果的に活用し、定期的に政策論議の場を提供すること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること

・調査研究等の成果について、ニュースレターを月 1 回以上、メールマガジンを週 2 回以上、関係者に情報発信すること。

・中期目標期間中におけるホームページへのアクセス件数を 2,100 万件以上とするこ

と。(12年度から14年度までの平均年456万件)

- ・中期目標期間中におけるフォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を39件以上とすること。

(5) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修については、研究員による研究成果を活かし、第一線の労働行政機関で実際に役に立つ能力やノウハウが取得できる研修を効果的に実施すること。併せて、研修の場を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かすこと。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

- ・研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から「有意義だった」との評価を得ること。

(別紙)

【労働政策の課題に係る調査研究テーマ】

- ①失業の地域構造分析
 - ②労働条件決定システムの再構築
 - ③我が国における雇用戦略
 - ④多様な働き方を可能とする就業環境及びセーフティネット
 - ⑤企業の経営戦略と人事処遇制度等の総合的分析
 - ⑥職業能力開発に関する労働市場の基盤整備
 - ⑦仕事と生活の調和を可能とする社会システムの構築
 - ⑧総合的な職業情報データベースの開発
 - ⑨ホワイトカラーを中心とした中高年離職者等の再就職支援
- (※独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標：対象期間平成15年10月～平成19年3月)

| | | |
|------------|--|---|
| 国際労働関係交流事業 | ・事業参加者にアンケート調査を実施し、毎年度平均で 80 %以上の者から「有意義だった」旨の評価を得る。 | — |
|------------|--|---|

VI 地方課関係

個別労使紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

| | 平成 17 年度目標設定 | (参考) 平成 16 年度目標設定 |
|------------|---|-------------------|
| 個別労使紛争処理対策 | ・紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間 1 か月以内のものの割合 80 % (13 年度～ 15 年度における処理期間 1 か月以内のものの割合の平均を上回る水準) 以上 | — |

※ 上記のうち中欄及び右欄において「※独立行政法人〇〇中期目標（又は中期計画）」と付記した目標は、独立行政法人の中期目標又は中期計画に定められている目標であり、これらについては、それぞれ付記した中期目標期間を通じて達成を目指すものである。

(全体及び職業安定局関係照会先：職業安定局雇用保険課企画係 内線 5761)

(職業能力開発局関係照会先：職業能力開発局総務課総括係 内線 5738)

(雇用均等・児童家庭局関係照会先：雇用均等・児童家庭局総務課企画調整係 内線 7826)

(労働基準局関係照会先：労働基準局勤労者生活部企画課企画係 内線 5353)

(政策統括官（労働担当）関係照会先：労政担当参事官室企画係 内線 7740)

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標〔目標設定関係抜粋〕

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成20年3月までの4年6か月とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 関係者のニーズ等の把握

事業主団体、障害者団体等と情報交換を行うとともに、機構の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。

2 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実等

適正な業務の推進に資するため業績評価を行い、業務運営に反映する。

さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的、かつ分かりやすく公表すること。

3 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供

高齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報をホームページにおいて公表し、高齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図ること。

4 高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項

高齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、法律の目的に則り、適正かつ効率的な運営を図ること。

(1) 給付金の支給申請事業主等の利便性を図るため、支給要件、助成額、申請窓口等をホームページ等で公開すること。

(2) 高齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給については、職業安定機関と密接な連携を図る体制を確保し、適切な情報 提供等を図ることにより、適正な支給業務の実施を図ること。